第２号議案

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和７年（２０２５年）１月１０日

提出者　中野区教育委員会教育長　田代　雅規

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、令和６年７月３１日付け６中教指第２３７４号にて改正手続きを依頼した条例の改正に関し、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」を令和７年第１回中野区議会に提出するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき区長から意見を求められた別紙案文について同意する。

６中総総第２６９５号
令和６年１２月２５日

中野区教育委員会
教育長　田代　雅規　様

中野区長　酒井　直人

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見聴取について（依頼）

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）の施行に伴い、令和６年７月３１日付け６中教指第２３７４号にて改正手続の依頼のあった条例の改正に関し、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」を令和７年第１回中野区議会定例会に議案として提出する予定です。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、下記のとおり教育委員会のご意見を伺います。

記

１　改正する条例
(1)　中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年中野区条例第１４号）
(2)　中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成２９年中野区条例第３８号）

２　改正内容
(1)　中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第２８条第３号及び第４号並びに第２９条第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(2)　中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第２１条第３号及び第４号並びに第２２条第１項第１号及び第３項第１号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(3)　その他所要の経過措置を定める。

３　議案文及び新旧対照表
別添のとおり

４　施行年月日
令和７年６月１日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第１章　関係条例の一部改正（第１条―第５条）
第２章　経過措置
第１節　通則（第６条・第７条）
第２節　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置（第８条―第１１条）
第３節　経過措置の中野区規則等への委任（第１２条）
附則

第１章　関係条例の一部改正

（中野区職員の給与に関する条例及び中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

⑴　中野区職員の給与に関する条例（昭和２６年中野区条例第１６号）第２０条の２第３号及び第４号並びに第２０条の３第１項第１号及び第３項第１号

⑵　中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年中野区条例第１４号）第２８条第３号及び第４号並びに第２９条第１項第１号及び第３項第１号

（中野区職員の分限に関する条例の一部改正）

第２条　中野区職員の分限に関する条例（昭和２６年中野区条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（中野区職員の退職手当に関する条例及び中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第３条　次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

⑴　中野区職員の退職手当に関する条例（昭和３２年中野区条例第１号）第１７条第１項第１号及び第５項第２号、第１８条の見出し及び同条第１項第１号、第１９条第１項第１号並びに第２１条第４項

⑵　中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成２９年中野区条例第３８号）第２１条第３号及び第４号並びに第２２条第１項第１号及び第３項第１号

（中野区特別区税条例及び中野区個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正）

第４条　次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

⑴　中野区特別区税条例（昭和３９年中野区条例第５８号）第７２条第１項

⑵　中野区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年中野区条例第６号）附則第５条第９項及び第１０項

（中野区プールの衛生管理に関する条例の一部改正）

第５条　中野区プールの衛生管理に関する条例（昭和５０年中野区条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第２章　経過措置

第１節　通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第６条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用

する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第７条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第２節　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第１号の規定による改正後の中野区職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第１条第１号の規定の施行に伴い必要な

経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区規則で定める。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第２号の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第２９条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第１条第２号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

（中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１０条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条第１号の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第４項並びに中野区職員の退職手当に関する条例第２１条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第３条第１号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則で定める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１１条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条第２号の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第

２２条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第３条第２号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

第３節　経過措置の中野区規則等への委任

第１２条　この章に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則その他の規程で定める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。

第１章　関係条例の一部改正

【第Ｉ条第１号関係】中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第２０条　（略）	第１条～第２０条　（略）
第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第２０条の２　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第２０条の３　任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の	３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3)　(略) ４～６　(略) 第２０条の４～第２１条　(略) 附　則　(略) 別表第１～別表第８　(略)	行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 (2)・(3)　(略) ４～６　(略) 第２０条の４～第２１条　(略) 附　則　(略) 別表第１～別表第８　(略)

【第１条第２号関係】中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第２７条　(略) 第２８条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　(略) (3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの (4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの 第２９条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているも	第１条～第２７条　(略) 第２８条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)・(2)　(略) (3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの (4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの 第２９条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの

のに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	に限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)　（略）	(2)　（略）
２　（略）	２　（略）
３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合	(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3)　（略）	(2)・(3)　（略）
４～６　（略）	４～６　（略）
第３０条～第３４条　（略）	第３０条～第３４条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）
別表第１～別表第３　（略）	別表第１～別表第３　（略）

【第２条関係】中野区職員の分限に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第７条　（略）	第１条～第７条　（略）
（失職の例外）	（失職の例外）
第８条　任命権者は、拘禁刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。	第８条　任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状により、当該職員がその職を失わないものとすることができる。
２　（略）	２　（略）
第９条　（略）	第９条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）

【第３条第１号関係】中野区職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第１６条　（略）	第１条～第１６条　（略）
（退職手当の支払の差止め）	（退職手当の支払の差止め）

第１７条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

⑵　（略）

２～４　（略）

５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

⑴　（略）

⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合

⑶　（略）

６～１０　（略）

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

第１７条　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。

⑴　職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

⑵　（略）

２～４　（略）

５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

⑴　（略）

⑵　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合

⑶　（略）

６～１０　（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)　（略）

２～６　（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１３条第３項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第２１条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)　（略）

２～６　（略）

第２０条　（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第２１条　（略）

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)　（略）

２～６　（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１３条第３項又は第６項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第２１条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1)　当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3)　（略）

２～６　（略）

第２０条　（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第２１条　（略）

２・３　（略）	２・３　（略）
４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	４　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
５～８　（略）	５～８　（略）
第２２条～第２４条　（略）	第２２条～第２４条　（略）
附　則　（略）	附　則　（略）

【第３条第２号関係】中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第２０条　（略）	第１条～第２０条　（略）
第２１条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第２１条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)・(2)　（略）	(1)・(2)　（略）
(3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(3)　基準日前１か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第２２条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該	第２２条　教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該

当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　（略） ２　（略） ３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)　（略） ４～６　（略） 第２３条～第２６条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第３　（略）	当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。 (1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合 (2)　（略） ２　（略） ３　教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。 (1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合 (2)・(3)　（略） ４～６　（略） 第２３条～第２６条　（略） 附　則　（略） 別表第１～別表第３　（略）

【第４条第１号関係】中野区特別区税条例新旧対照表

改正案	現行
目次　（略） 第１章・第２章　（略） 第３章　目的税 第６５条～第７１条　（略） （入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪） 第７２条　前条第１項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載を	目次　（略） 第１章・第２章　（略） 第３章　目的税 第６５条～第７１条　（略） （入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪） 第７２条　前条第１項の規定によつて、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載を

せず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第２項の規定に違反して５年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、１年以下の拘禁刑又は１００，０００円以下の罰金に処する。 ２　（略） 付　則　（略）	せず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第２項の規定に違反して５年間帳簿を保存しなかつた者に対しては、１年以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 ２　（略） 付　則　（略）

【第４条第２号関係】中野区個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第１９条　（略） 附　則 第１条～第４条　（略） （経過措置） 第５条　（略） ２～８　（略） ９　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された、区が保管し、又は旧条例第１９条の２に規定する受託者等が旧条例第１９条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の拘禁刑又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） １０　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において区が保管し、又は旧条例第１９条の２に規定する受託者等が旧条例第１９条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の拘禁刑又は５００，０００円以下の罰金に処する。 １１・１２　（略）	第１条～第１９条　（略） 附　則 第１条～第４条　（略） （経過措置） 第５条　（略） ２～８　（略） ９　次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において個人の秘密に属する事項が記録された、区が保管し、又は旧条例第１９条の２に規定する受託者等が旧条例第１９条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧個人情報を電子計算組織を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、２年以下の懲役又は１，０００，０００円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） １０　前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において区が保管し、又は旧条例第１９条の２に規定する受託者等が旧条例第１９条の規定による事務の処理に伴い保管していた旧個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、１年以下の懲役又は５００，０００円以下の罰金に処する。 １１・１２　（略）

【第５条関係】中野区プールの衛生管理に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第１条～第９条　（略） （罰則）	第１条～第９条　（略） （罰則）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の拘禁刑又は１００，０００円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 第１１条～第１３条　（略） 付　則　（略）	第１０条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は１００，０００円以下の罰金に処する。 (1)・(2)　（略） 第１１条～第１３条　（略） 付　則　（略）

第２章　経過措置

第１節　通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第６条　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

２　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第７条　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定により、なお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第２節　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に伴う経過措置

（中野区職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第８条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第１号の規定による改正後の中野区職員の給与に関する条例第２０条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第１条第１号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区規則で定める。

（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第９条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条第２号の規定による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第２９条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第１条第２号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

（中野区職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１０条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条第１号の規定による改正後の中野区職員の退職手当に関する条例第１７条第１項及び第５項、第１８条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第２１条第４項並びに中野区職員の退職手当に関する条例第２１条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第３条第１号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則で定める。

（中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第１１条　この条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第３条第２号の規定による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例第２２条第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第３項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

２　前項に定めるもののほか、第３条第２号の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則で定める。

第３節　経過措置の中野区規則等への委任

第１２条　この章に定めるもののほか、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行に伴い必要な経過措置は、中野区規則その他の規程で定める。

附　則

この条例は、令和７年６月１日から施行する。